

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在籍の翌日)
(当日在籍の翌日)

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井十九号）

地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月十四日

土地改良事業（地区再編農業構造改造事業津ノ井東地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三　縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百三十八号
農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十六号）
- 青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業蔵内地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 平成四年二月十四日
- 鳥取県知事　西　尾　邑　次
- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三　縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業小浜地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業関金（金谷）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十二号

東伯町が行う土地改良事業（単県土地改良事業大成地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和

二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

平成四年二月十四日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父）地区客土）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父）地区客土）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第百四十五号
赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第百四十六号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（竹内・宮木）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

平成4年2月14日 金曜日

鳥取県公報

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十七号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（金山）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十八号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（能竹・江原）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十九号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（法勝寺・上鴨部・下鴨部・落合）地区農業用用排水）の認可申請について

は、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月十四日

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

淀江町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐陀地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

日吉津村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今吉地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する。

同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

平成四年二月十五日から二十一日間
日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十三号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業寺谷坂線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月十四日

鳥取県告示第百五十二号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業寺谷坂線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十四号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業尾郷地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日南町役場

鳥取県告示第百五十五号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業平石線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十六号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業奥鉢線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業深塔長溝線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十七号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業深塔長溝線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十一号

江府町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業下安井地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）宮内地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。